

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
	8 便所	<p>[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(3) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(4) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>[2] 【だれでもトイレ】 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(3) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(4) 出入口にはだれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>[3] 【一般便所・大便器】 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する一般便所を設ける場合は1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造の便房とすること。</p> <p>(1) 床面には段差を設けないこと。</p> <p>(2) 大便器は1以上を腰掛け式とすること。</p> <p>(3) 腰掛け式とした大便器の1以上に手すりを設けること。</p> <p>[4] 【一般便所・小便器】 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛け式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p>	<p>[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>[2] 【車いす使用者用便房】 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>[3] 【一般便所】 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛け式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p>

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
9 浴室等	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	
	[2] 浴室等のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。	[2]	同左
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。  (2) 車いす使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。  (3) 出入口は次に掲げるものであること。  ① 幅は、85cm以上とすること。 ② 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(1)  (2)  (3)	同左  同左  同左
10 宿泊施設の客室	[1] 宿泊施設には、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合は、当該客室数に50分の1を乗じて得た数以上、全客室数が200室を超える場合は、当該客室数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けなければならない。	[1]	宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。
	[2] 車いす使用者用客室は次に掲げるものでなければならない。	[2]	同左
	(1) 便所は、次に掲げるものであること。  ① 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 ② 便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして以下に定める構造の便所(以下この項において、「車いす使用者用便所」という。)を設けること。  (イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。  (ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。  (3) 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。  (イ) 幅は、80cm以上とすること。  (ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(1) 便所は、次に掲げるものであること。 <b>ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りではない。</b>  ① 便所内に車いす使用者用便房を設けること。  ②  (イ)  (ロ)	同左  同左  同左

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
10 宿泊施設 の客室		<p>(2) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に<b>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</b>浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>① 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>② 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>③ 出入口は、(1)③に掲げるものであること。</p>	<p>(2) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>① 同左</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>② 同左</p>
11 観覧席・ 客席	<b>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</b> 観覧席、客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。
12 敷地内の通路	<b>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</b> 敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。	<p>(1) 車いす使用者のための観覧席、客席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、<b>当該観覧席、客席の全席数が200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数以上、全席数が200席を超える場合は、当該席数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上</b>、設けること。</p> <p>(2) 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>	<p>(1) 車いす使用者のための観覧席、客席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に1以上設けること。</p> <p>(2) 同左</p>

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
12 敷地内の通路		(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。  ① 手すりを設けること。  ② その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別できるものとすること。	(3) 同左  ① <b>勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</b>  ② 同左
移動等円滑化経路等		当該移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により、下記(1)から(4)の規定によることが困難である場合において、1の項「移動等円滑化経路等」の規定の適用については、「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。  (1) 幅は、140cm以上とすること。  (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  (3) 傾斜路は次に掲げるものであること。  ① 幅は段に代わるものにあっては140cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。  ② 勾配は1/20を超えないこと。  ③ 両側に側壁又は立上りを設けること。  ④ 傾斜路の始点、終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。  ⑤ 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。	当該移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により、この規定によることが困難である場合において、1の項「移動等円滑化経路等」の規定の適用については、「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。  (1) 同左  (2) 同左  (3) 同左  ① 同左  ② 同左  ③ <b>手すりを設けること。</b>  ④ 同左  ⑤ 同左
13 駐車場		(1) <b>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。</b>  (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。  ① 幅は、350cm以上とすること。  ② 車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。  (3) <b>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導標示を設けなければならない。</b>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。  (2) 同左  ① 同左  ② 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。  (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導標示を設けなければならない。
14 標識		移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設け、次に掲げるものとすること。  (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。  (2) 表示すべき内容が容易に識別できること。(当該内容が日本工業規格Z8210(別添資料4参照)に定められているときは、これに適合すること。)	同左  (1) 同左  (2) 同左

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)	
15 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りではない。	(1)	同左	
	(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	(2)	同左	
	(3) 案内所を設ける場合には(1)(2)の規定は適用しない。	(3)	同左	
16 案内設備 までの経路	(1) 道等から15の項「案内設備」(2)の規定による設備又は15の項「案内設備」(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「 <b>視覚障害者移動等円滑化経路等</b> 」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。  建築物の内にある当該建築物を管理する者等が當時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合。	(1) 道等から15の項「案内設備」(2)の規定による設備又は15の項「案内設備」(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「 <b>視覚障害者移動等円滑化経路</b> 」といふ。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。  ① 同左  ② <b>道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの。</b>	同左	
	(2) <b>視覚障害者移動等円滑化経路等</b> は、次に掲げるものでなければならない。  ① 当該 <b>視覚障害者移動等円滑化経路等</b> に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。  ② 当該 <b>視覚障害者移動等円滑化経路等</b> を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。  ① 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 <b>ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</b>  ② 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。  ① 車路に近接する部分。 ② 段がある部分の <b>上下端に近接する部分</b> 又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。(ただし、次に掲げる場合は除く) 一 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。 三 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等。	(1) 同左  (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(ただし、次に掲げる場合は除く。)  一 同左  二 同左  三 同左	同左
	都市計画法(昭和43年法律第100号)又は建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分(以下「 <b>公共的通路</b> 」といふ。)の1以上は、次に定める構造とすること。		同左	
	(1) 歩道状空地、屋外貫通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。	(1)	同左	
	(ア) 通路の幅は200cm以上(都市計画や許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。	(ア)	同左	

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
17 公共的通路		<p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、傾斜路(次に定めるもの)、6の項「エレベーター及びその乗降口ピ-」に定めるエレベーター又は7の項に定める基準を満たす特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設けている場合、その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手すりを設けること。</li> <li>② その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</li> <li>③ 幅は段に代わるものにあっては140cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。</li> <li>④ 勾配は1/20を超えないこと。</li> <li>⑤ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</li> <li>⑥ 両側に側壁又は立上りを設けること。</li> <li>⑦ 傾斜路の始点、終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</li> </ul> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</li> <li>② 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</li> <li>③ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。</li> <li>④ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</li> <li>⑤ 主たる階段は、回り段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</li> <li>⑥ けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。</li> <li>⑦ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)は、120cm以上とすること。</li> </ul> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は200cm以上(都市計画や許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250cm以上とすること。</p>	<p>(イ)</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同左</li> <li>② 同左</li> <li>③ 同左</li> <li>④ 同左</li> <li>⑤ 同左</li> <li>⑥ 同左</li> <li>⑦ 同左</li> </ul> <p>(ウ)</p> <p>同左</p> <p>(エ)</p> <p>同左</p> <p>(オ)</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同左</li> <li>② 同左</li> <li>③ 同左</li> <li>④ 同左</li> <li>⑤ 同左</li> <li>⑥ 同左</li> <li>⑦ 同左</li> </ul> <p>(2)</p> <p>同左</p> <p>(ア)</p> <p>同左</p>

## 整備基準(案) 建築物(共同住宅等以外)

整備項目	経路	整備基準A(仮称)	整備基準B(仮称)
17 公共的通路		(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、傾斜路(次に定めるもの)、6の項「エレベーター及びその乗降口ピ-」に定めるエレベーター又は7の項に定める基準を満たす特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設けている場合、その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。  ① 手すりを設けること。 ② その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 ③ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は、直進で、長さが250cm以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。 ④ 幅は段に代わるものにあっては140cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。 ⑤ 勾配は1/12を超えないこと。 ⑥ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 ⑦ 両側に側壁又は立上りを設けること。 ⑧ 傾斜路の始点、終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。  (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  (エ) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。  (オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。  ① 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。 ② 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ③ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。 ④ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ⑤ 主たる階段は、回り段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 ⑥ けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。 ⑦ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)は、120cm以上とすること。	(イ)  同左  ① 同左 ② 同左 ③  同左  ④ 同左 ⑤ 同左 ⑥ 同左 ⑦ 同左 ⑧ 同左  (ウ) 同左  (エ) 同左  (オ) 同左  ① 同左 ② 同左 ③ 同左 ④ 同左 ⑤ 同左 ⑥ 同左 ⑦ 同左

※整備基準B(仮称)において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第5条(別添資料5参照)に定める特別特定建築物以外の建築物については、整備基準B(仮称)の「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。